

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：福祉職3種 家庭児童相談員 こども発達相談センター】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

1 募集人数 1人

2 募集職種 福祉職3種 家庭児童相談員 こども発達相談センター

3 業務内容

こども発達相談センターで行う下記の業務

- (1) 子どもの発達や発達障害に関する保護者の相談並びに保護者支援業務
- (2) 電話・窓口対応業務
- (3) パソコンを使った資料作成、データ入力業務 等

【業務内容の変更範囲】 なし

あり ()

4 募集対象

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師のいずれかの資格を有している、または令和8年3月末までに取得見込であること。
- (2) 福祉事務所、市町保健センター、保健所、児童相談所、教育相談所、その他教育、福祉施設等で子どもに関する相談経験があることが望ましい。
- (3) パソコン(ワード・エクセル)を使った資料作成、データ入力業務が行えること
- (4) 窓口や電話等における接遇応対業務に従事可能であること

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和8年1月15日（木）から令和8年2月6日（金）まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を添付した履歴書

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

③募集対象の資格証等のコピー（有資格者の場合）

④自らの相談経験に関することや、相談に関する技法等についてのレポート

（A4用紙1枚に記入。手書きでも結構です。様式や文字数は問いません。返却不可。）

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号

　　大津市こども発達相談センター

　　「会計年度任用職員採用担当者」まで

　　電話番号：077-511-9330

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】令和8年2月10日（火）午前10時00分から

【選考会場】大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階 こども発達相談センター

8 選考方法

面接試験及びレポート評価

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に、2月13日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	<input checked="" type="checkbox"/> 原則あり <input type="checkbox"/> 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 こども発達相談センター
勤務地変更の可能性	1 あり → () 2 なし
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週35時間勤務（1日7時間×週5日）9時～17時 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額229,824円～246,992円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。

諸手当	期末勤勉手当：年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月額55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めところにより変更します。